

(総) 第104 - 002号

平成24年2月23日

環境大臣 細野 豪志 殿

昭和電工株式会社

代表取締役会長 高橋 恭平



「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」
の周知広報に係る当社の取組について（ご報告）

平成24年2月7日にご要請を賜りました標記の件について、
別紙のとおりご報告いたします。

別紙

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」 の周知広報に係る当社の取組について

今般、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づく救済措置の申請受付の時期を本年7月31日とする旨の決定を受け、当社は、環境大臣からその周知広報に協力するようご要請を賜りました。

当社は、特措法に則り新潟水俣病問題の解決にあたりると同時に、その周知に努めてまいりましたが、加えて下記のとおり取組を実施いたしますことをご報告申しあげます。

なお、今後も、さらなる周知広報の取組が可能であるか、引き続き検討してまいります。

記

1. 社外の一般の方へ向けた周知広報

(1) 新聞広告

当社は、特措法に基づく救済措置の周知のため、これまでも新潟県において発行される主要新聞各紙に二度にわたり広告を掲載してまいりましたが、この度の決定を受け、適切な時期に同様の方法により周知を図ります。

(2) 自社ホームページへの掲載

当社のホームページ (<http://www.sdk.co.jp/>) において、本年2月末を目途として、申請受付の時期をお知らせする内容を新たに掲載いたします。

2. 新潟における関係企業等への周知広報

(1) 関係会社の場内掲示板による告知

当社の関係会社である新潟昭和㈱（新潟県東蒲原郡阿賀町）において、場内の掲示板に本年2月末を目途として7月末までの間、チラシ等の掲示を行います。

(2) 関係会社場内でのチラシの配布

新潟昭和㈱の正門守衛所および事務所受付において、本年2月末を目途としてチラシを備え置き、来場者に配布いたします。

(3) 関係会社管理職による従業員への周知

新潟昭和(株)において、本年2月末を目途として、同社管理職から全従業員に対して説明、周知を行います。

(4) 関係会社取引先企業への周知

新潟昭和(株)において、本年2月末を目途として、同社の取引先、協力企業の方に対して周知のご案内をいたします。

以 上